

平成十九年十月二十六日提出
質問第一五六号

在沖米海兵隊による焼夷弾MK77、クラスター爆弾の貯蔵・訓練使用に関する質問主意書

提出者 照屋寛徳

在沖米海兵隊による焼夷弾MK77、クラスター爆弾の貯蔵・訓練使用に関する質問主意書

在沖米海兵隊が、焼夷弾MK77の存在を認めた上で、その使用訓練を沖繩周辺区域で行っていることを発表した。同時に、在沖米海兵隊は、国連人権小委員会（現国連人権理事会）が製造・使用の禁止を求める決議を行った、クラスター爆弾の使用訓練を、嘉手納基地を拠点に実施していることも認めたのである。

このように、嘉手納基地の機能は益々強化されているが、これは「基地負担軽減」の掛け声に逆行するものであり、米軍の訓練機能強化等は、周辺住民を不安のどん底に陥れている。しかも、国際社会が、非人道的兵器、無差別大量破壊兵器と位置付ける改良型ナパーム弾の焼夷弾MK77、クラスター爆弾の実弾訓練を行うことは、断じて容認できない。

以下、質問する。

一 ナパーム弾（焼夷弾）は、ベトナム戦争で使用された非人道的、無差別大量破壊兵器である。焼夷弾MK77も、効果としてはナパーム弾と変わらないとするのが、軍事専門家らの常識である。

政府は、ナパーム弾と改良型焼夷弾MK77との間に、性能上、どのような違いがあると認識しているのか。また、焼夷弾MK77の殺傷能力について、どのように考えているのか。その見解を示されたい。

二 在沖米海兵隊は、沖繩周辺の訓練区域において、焼夷弾MK77、クラスター爆弾等を使用した訓練を認めているが、政府はこれを承知しているのか。また、そのような在沖米海兵隊の訓練を容認するのか、政府の見解を示されたい。

三 国連人権小委員会は、一九九六年八月、「核・化学・生物兵器・気化爆弾・ナパーム弾・クラスター爆弾・劣化ウラン兵器の製造・使用の禁止を求める決議」を賛成多数で採択した。しかし、米国だけは、採択に反対したようである。

政府は、米国の反対理由と態度を、どのように受け止めているのか。また、政府は、右決議を採択した国連人権小委員会に、どのような態度で臨んだのかを明らかにされたい。

四 在沖米海兵隊の沖繩周辺訓練区域における焼夷弾MK77、クラスター爆弾等の実弾使用訓練は、前記国連小委員会決議に違反する暴挙だと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 焼夷弾MK77、クラスター爆弾を、我が国の航空自衛隊も保有していると報道されているが、それらは事実か。事実であるとすれば、前記国連小委員会決議に鑑み、保有することが適正であると考えるか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。